平成 25 年 8 月 12 日

各　　位

会　社　名　宝ホールディングス株式会社
代 表 者 名　取締役社長　　柿本　敏男
（コード番号　2531　東証　第１部）
問 合 せ 先　財務・IR部長　　掛見　卓也
Ｔ　Ｅ　Ｌ（０７５）２４１－５１２４

当社子会社（タカラバイオ株式会社）の株式の一部売出しについて

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社であるタカラバイオ株式会社（コード番号 4974 東証マザーズ）の株式の一部売出しを行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、同社は引き続き当社の連結子会社であり、同社との関係については従来と同様であります。

記

1. 売出しの概要

（1）　売　　出　　人　　宝ホールディングス株式会社
（2）　売出しの対象となる株式　　タカラバイオ株式会社　普通株式
（3）　売　出　株　式　数　　5,000,000 株
（4）　売　　出　　価　　格　　未定

なお、上記の売出しとは別に引受証券会社の代表者である野村證券株式会社が、需要状況を勘案し、当社から借入れるタカラバイオ株式会社普通株式 1,650,000 株を上限として、オーバーアロットメントによる売出しが行われる予定であります。これに関連して、当社は、野村證券株式会社に対し、1,650,000 株を上限として、タカラバイオ株式会社普通株式を当社から追加的に取得する権利（グリーンシューオプション）を付与する予定であります。

2. 売出しの目的

タカラバイオ株式会社から同社株式の分布状況の改善を目的に、当社へ同社株式の売出し要請があったため、これに応じて当社が保有する同社株式の一部売出しを行うものであります。また、当社としても、同社株式の分布状況の改善が同社の企業価値、ひいては当社グループの企業価値の向上に資すると考えております。

なお、本件売出しにより、タカラバイオ株式会社に対する当社の持分比率は低下する見込みでありますが、同社が当社グループの成長事業であるバイオ事業を担う重要な子会社であるとの位置付けは不変であり、従来通り当社の連結子会社であります。

3. その他

タカラバイオ株式会社は、本日開催の同社取締役会において、「新株式発行（6,000,000 株）及び同社株式の売出し」を決議しております。その詳細につきましては、同社が本日開示した「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」（添付資料）をご参照ください。

以　上

ご注意：　この文書は、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ずタカラバイオ株式会社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(添付資料)

平成 25 年８月 12 日

各　位

会　社　名　　タカラバイオ株式会社
（コード番号 4974　　東証マザーズ）
本社所在地　　滋賀県大津市瀬田三丁目４番１号
代　表　者　　代表取締役社長　　仲尾　功一
問合せ先　　代表取締役副社長　　木村　　睦
ＴＥＬ　　（０７７）５４３－７２１２
ＵＲＬ　　http://www.takara-bio.co.jp/

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 25 年８月 12 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、平成 14 年４月に寶酒造株式会社（現 宝ホールディングス株式会社）よりバイオ事業を承継し、バイオ研究用製品の製造・販売、研究受託サービス、医食品の製造・販売、遺伝子治療・細胞医療の開発を目的として設立されました。「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて、人々の健康に貢献する」という企業理念のもと、研究用試薬及び理化学機器の製造販売や研究受託サービスを行っている「遺伝子工学研究事業」、健康食品やキノコを扱う「医食品バイオ事業」及びがんやエイズなどを対象にした遺伝子治療や細胞医療の臨床開発を行う「遺伝子医療事業」の三つの事業を展開しております。当社グループでは、遺伝子医療事業を将来の成長事業と位置付け、遺伝子工学研究事業と医食品バイオ事業で得た収益を、将来の飛躍のための遺伝子医療事業の研究開発に投下しております。

現在、遺伝子医療事業を取り巻く環境が、急激に変化しています。政府は、成長戦略の一環として、実用化の期待が高まっている再生医療の基礎的・臨床的開発のための研究資金を大幅に増加させるとともに、同分野の開発を効率よく進めるための法規制を整備することを打ち出しており、本年４月 26 日には再生医療を推進するための基本方針となる「再生医療推進法」（再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律）が成立し、本年５月 10 日に施行されました。更に、再生医療の普及を迅速に推進するために、国会や関係省庁でも制度面に関する審議等が進められております。これらの中で、再生医療分野における新薬の早期承認制度、細胞加工の外部委託の実現及び再生医療の特性を踏まえたリスクに応じた安全性担保の仕組み作り等が議論されております。

再生医療の普及を推進するという政府方針のもと再生医療分野の国庫補助金（研究費）が増加することで、基礎研究分野や臨床研究分野に製品・サービスや技術提供を行っている当社グループにとって、売上高の拡大が期待されます。また、細胞加工の外部委託が実現することで、遺伝子導入細胞を GMP(Good Manufacturing Practice、医薬品等の品質管理基準）対応で製造する技術を有し、かつ、細胞医療の技術支援サービス（細胞培養・加工）の実績もある当社グループにとっては、事業機会の拡大が期待されます。更に、新薬の早期承認制度が遺伝子治療にも適用されることで、当社が進める臨床開発プロジェクトの商業化までの期間の短縮が期待できます。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社グループは、再生医療における環境変化を当社グループの遺伝子医療事業にとっての大きなビジネスチャンスととらえ、迅速かつ的確に対応していく方針です。

今回の資金調達は、平成25年５月に公表した中期経営計画において企業成長のための重要な戦略として掲げた、CDMO（Contract Development & Manufacturing Organization）事業の拡大と遺伝子医療事業における臨床開発プロジェクトの推進を図っていくために、遺伝子導入用ベクター等の需要増加、臨床開発受託等の需要増加に備えたCDMO事業の設備投資資金に加え、遺伝子医療事業における当社の臨床開発プロジェクト等への研究開発資金に充当していく予定です。

これら設備投資や研究開発投資を効果的かつ効率的に実行していくことで、業績の向上をはかる所存であります。当社グループの強みである遺伝子工学研究事業の安定的な収益と、遺伝子医療事業における成長により、より一層の企業価値の向上に取り組んでまいります。

現在の手元資金は国内外での運転資金に一部使用しており、更に今後必要が見込まれる研究開発資金、及び、海外を含めた事業分野の拡大・充実を目的とした将来的な投融資資金として、成長戦略の実現に向けて使用する予定としております。

また、同時に当社株主である宝ホールディングス株式会社を売出人とする株式売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善に資するものと考えております。

記

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　6,000,000株
（２）払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年８月20日(火)から平成25年８月23日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
（３）増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（４）募集方法	一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
（５）引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（６）申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
（７）払込期日	平成25年８月27日(火)から平成25年８月30日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。
（８）申込株数単位	100株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（９）払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　仲尾功一に一任する。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）売出株式の種類及び数	当社普通株式　5,000,000株
（２）売出人	宝ホールディングス株式会社
（３）売出価格	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
（４）売出方法	売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
（５）申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
（６）受渡期日	平成25年８月28日(水)から平成25年９月２日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の６営業日後の日とする。
（７）申込株数単位	100株

（８）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　仲尾功一に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数	当社普通株式　1,650,000株 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
（２）売出人	野村證券株式会社
（３）売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
（４）売出方法	一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 1,650,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
（５）申込期間	引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
（６）受渡期日	引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
（７）申込株数単位	100株

（８）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　仲尾功一に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主である宝ホールディングス株式会社（以下「貸株人」という。）から 1,650,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,650,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡期日から平成 25 年９月 12 日(木)までの間を行使期間として貸株人から付与されます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年９月９日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から野村證券株式会社へのグリーンオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

２．今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	113,987,600 株	（平成 25 年７月 31 日現在）
公募増資による増加株式数	6,000,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	119,987,600 株	

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 12,988,000,000 円については、8,349,000,000 円を設備投資資金に、4,639,000,000 円を研究開発資金に充当する予定であります。

当社グループは、平成 25 年５月に公表した中期経営計画において、企業成長のための重要な戦略として、CDMO（Contract Development & Manufacturing Organization）事業（研究受託事業、製造受託事業。臨床開発プロジェクト（※）を除く遺伝子医療事業及び遺伝子工学研究事業の研究受託事業の合計）の拡大を掲げております。CDMO 事業の具体例としては、遺伝子導入用ベクター（目的の細胞に遺伝子を導入するための核酸分子）や再生・細胞医療に利用される細胞を対象とした製造プロセスの開発、品質管理試験法の開発、試験製造、バイオアッセイ（生物学的安全性試験）、GMP（Good Manufacturing Practice、医薬品等の品質管理基準）に準拠した製造受託等があげられます。遺伝子導入用ベクターにおいては、今後当社の臨床試験段階が進むことによる需要増加、また大学や企業等からの臨床開発受託に伴う需要増加が想定されます。（※臨床開発プロジェクトとは、遺伝子導入細胞等を用いた医薬品を開発し、商業化を目指すプロジェクトであります。）

iPS 細胞に代表される再生・細胞医療の実用化に向けて政府の支援策が広がりを見せる中、当社は、これまで遺伝子治療や細胞医療の臨床開発で培ってきた技術・ノウハウを活用し、バイオ医薬品の GMP 製造受託のみならず、顧客の研究開発のパートナーとしての研究受託業務を行う CDMO 事業の拡大を目指します。当社は、これらの事業拡大に備え、下表のとおり総額約 107 億円の設備投資を計画しており、今回の公募増資に係る手取概算額のうち 8,349,000,000 円を充当する予定であります。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	全社(共通)	草津市土地･建物（注3.）	3,162	1,322	自己資金及び増資資金	－	平成 26 年 3月	土地 46,902 平米
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	遺伝子医療	新ベクターセンター（注4.）	3,515	1,090	自己資金及び増資資金	平成 25 年 6月	平成 26 年 7月	延床面積 約 6,800 平米
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	遺伝子医療	新動物実験施設（注5.）	624	－	増資資金	平成 25 年 10 月	平成 26 年 5月	延床面積 約 1,600 平米
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	全社(共通)	新研究棟(注6.)	3,460	－	増資資金	平成 26 年 10 月	平成 27 年 7月	延床面積 約 8,178 平米

（注）１．金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社グループの設備計画は、平成 25 年８月 12 日現在（ただし、既支払額については、平成 25 年６月 30 日現在）上記表のとおりとなっております。

３．新ベクターセンター、新動物実験施設及び新研究棟の建設用地であります。取得する土地は建物付きでありますが、当該建物については使用予定がないため、取得後に取り壊す予定であります。取り壊し費用は、新研究棟の投資予定金額に含めております。

４．自社の臨床開発プロジェクトで使用する遺伝子導入用ベクター等の製造や製造プロセスの開発、大学や企業等からの遺伝子導入用ベクター等の GMP 製造受託等を行う研究・製造設備であります。

５．実験動物等を対象に有害性試験等を行う研究設備であります。

６．滋賀県大津市、草津市及び三重県四日市市に分散している研究施設を集約・統合する研究製造設備であります。

７．投資予定金額は、いずれも平成 27 年９月末までに支出する予定であります。

８．重要な設備の除却、売却の計画はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、同中期経営計画における企業成長戦略の重要な柱として、遺伝子医療事業における臨床開発プロジェクトの推進を揚げております。当社の臨床開発プロジェクトのうち、頭頸部がん及びメラノーマ（悪性黒色腫）を対象疾患とした「がん治療薬 HF10」及び HIV 感染症を対象疾患とした「MazF 遺伝子治療」の二つのプロジェクトは、既に米国でフェーズⅠ（安全性試験）を実施中であります。この他にも臨床試験の開始を検討している複数のプロジェクトを手がけており、それらは将来日本や米国・アジア等で臨床試験を進め、商業化を目指す計画であります。臨床開発プロジェクトでは、それらに携わる研究員の人件費及び協力企業への委託研究費はもちろん、臨床試験にご協力いただく患者様に係る費用等をすべて当社が負担いたします。これらの臨床開発プロジェクトの費用を含めた遺伝子医療事業全体の研究開発費に、平成 25 年度から平成 27 年度の３年間累計で 5,232 百万円（減価償却費除く。平成 25 年度 1,499 百万円、平成 26 年度 1,742 百万円、平成 27 年度 1,990 百万円）の投下を計画しております。今回の公募増資に係る手取概算額のうち 4,639,000,000 円を、平成 27 年９月末までの上記に係る臨床開発プロジェクト費用（日本及び米国における委託研究費及び人件費等）に主として充当するとともに、他の事業部門の研究開発費にも充当する予定であります。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の調達資金を上記（１）に記載のとおり充当することにより、経営基盤の一層の強化が実現し、ひいては収益力の向上に繋がるものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、遺伝子工学研究・遺伝子医療・医食品バイオの各事業における研究開発活動を積極的に実施していくため内部留保の充実に意を用いつつ、株主の皆様への利益還元についても重要な経営課題と位置づけ、経営成績及び財政状態を総合的に勘案して利益還元を実施していくことを基本方針としております。具体的には、連結財務諸表における特別損益を加味せずに算出された想定当期純利益の 10%程度を目処として利益配分を行うものであります。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金の配当を行う際は、中間配当と期末配当の年２回とする方針であります。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の発展に向けた当社グループ各社の研究開発投資や設備投資等に有効活用してまいります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
１株当たり連結当期純利益	5.37 円	9.06 円	12.94 円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	0.00 円 (0.00 円)	1.00 円 (0.00 円)	1.10 円 (0.00 円)
実績連結配当性向	－	11.0%	8.5%
自己資本連結当期純利益率	1.6%	2.7%	3.7%
連結純資産配当率	－	0.3%	0.3%

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（注）１．平成23年４月１日を効力発生日として当社普通株式１株につき400株の株式分割を行っておりますので、平成23年３月期の１株当たり当期純利益金額は、平成23年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
２．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成23年３月期に関しては、無配のため、実績連結配当性向は記載しておりません。
３．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
４．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、平成23年３月期に関しては、無配のため、連結純資産配当率は記載しておりません。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、旧商法に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。なお、公募増資後の発行済株式総数（119,987,600）株）に対する下記の新株発行予定残数の比率は0.91％となります。

ストックオプション付与の状況（平成25年７月31日現在）

取締役会による発行決議日	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成15年９月19日	492,000株	500円	250円	平成17年９月20日から 平成25年９月20日まで
平成15年９月19日	440,000株	500円	250円	平成16年４月１日から 平成25年９月20日まで
平成16年５月17日	16,000株	500円	250円	平成17年９月20日から 平成25年９月20日まで
平成16年５月17日	144,000株	500円	250円	平成16年４月１日から 平成25年９月20日まで

（注）平成23年４月１日を効力発生日とした当社普通株式１株につき400株の株式分割後の株式数に換算して記載しております。

（３）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ･ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
始　値	210,500円 □582円	541円	481円	1,490円
高　値	268,400円 □588円	554円	1,579円	4,295円
安　値	159,000円 □540円	380円	373円	1,253円
終　値	240,000円 □550円	480円	1,444円	2,273円
株価収益率	102.47倍	52.98倍	111.57倍	－

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（注）１．平成 26 年３月期の株価については、平成 25 年８月９日現在で表示しています。
２．平成 23 年３月期の株価の□印は、平成 23 年４月１日を効力発生日とした当社普通株式１株につき 400 株の株式分割による権利落後の株価であります。
３．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 23 年３月期の１株当たり連結当期純利益は、平成 23 年４月１日を効力発生日とした当社普通株式１株につき 400 株の株式分割が平成 23 年３月期の期初に行われたと仮定して算定しております。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である宝ホールディングス株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。